

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

燕市長 鈴木 力

燕市規則第 1 0 号

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例施行規則(平成27年燕市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(管理不全空き家等及び特定空き家等の認定)」に改め、同条第1項中「条例第13条の規定による」の次に「管理不全空き家等又は」を加え、同条第2項中「特定空き家等認定リスト(様式第2号)及び特定空き家等認定台帳(様式第3号)」を「認定リスト(様式第2号)及び認定台帳(様式第3号)」に改める。

第5条中「空き家等の適正管理に関する助言及び指導書(様式第4号)」を「管理不全空き家等の適正管理に関する助言及び指導書(様式第4号)又は特定空き家等の適正管理に関する助言及び指導書(様式第5号)」に改める。

第6条中「空き家等の適正管理に関する勧告書(様式第5号)」を「管理不全空き家等の適正管理に関する勧告書(様式第6号)又は特定空き家等の適正管理に関する勧告書(様式第7号)」に改める。

第7条の見出しを「(特定空き家等の命令)」に改め、同条第1項中「様式第6号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条第3項中「様式第8号」を「様式第10号」に改め、同条第4項中「様式第9号」を「様式第11号」に改め、同条第5項中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同条第7項中「様式第11号」を「様式第13号」に改め、同条第9項中「様式第12号」を「様式第14号」に改める。

第9条第1項中「第8条第1項」を「前条」に、「第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う」を「に定める方法により行う」に改め、同条第2項中「、同項で定めるもののほか」を削る。

第10条第1項中「様式第13号」を「様式第15号」に、「様式第14号」を「様式第16号」に改め、同条第2項中「様式第15号」を「様式第17号」に改める。

第 11 条中「様式第 16 号」を「様式第 18 号」に改める。

第 12 条第 3 項中「様式第 17 号」を「様式第 19 号」に改める。

第 13 条中「様式第 18 号」を「様式第 20 号」に改める。

別表中「特定空き家等認定基準」を「管理不全空き家及び特定空き家等認定基準」に、「別紙 1」を「別紙調査票」に、

「※空き家においては、調査 1 及び調査 2 を実施し、判定レベル 2 かつ調査 2 において周辺建物や公道等への危険性が 1 つでも認められるものを総合的に判断し、「特定空き家等」として認定する。

※空き地においては、調査 2 により周辺建物や公道等への危険性が 1 つでも認められるものを「特定空き家等」として認定する。」

を

「①調査 1 で判定レベル 2 又は調査 2 で周辺建物や公道等への危険性が認められたものは「管理不全空き家等」に相当する。

②調査 1 で判定レベル 2 かつ調査 2 で周辺建物や公道等への危険性が認められたものは「特定空き家等」に相当する。

※上記①②の場合、市長が総合的に判断してそれぞれ認定する。」

に、「【調査 1】住宅不良度判定」を「【別紙調査票】住宅不良度判定」に改める。

別表備考中「評点内容」を「評定内容」に改める。

様式第 1 号から第 18 号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号(第3条関係)

立入調査員証 (表)

立入調査員証	燕〇第〇〇〇号
所 属 職 名 氏 名 生年月日	写 真 年 月 日
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例第12条の規定により空き家等へ立ち入って調査する者であることを証明する。	
年 月 日 発行 (年 月 日まで有効)	
燕市長 印	

90 mm

(裏)

<p>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号)(抜粋)</p> <p>第12条 市長は、第6条第1項の規定による情報提供があったとき、又は空き家が管理不全空き家等又は特定空き家等の状態にあると推測されるときは、当該空き家の実態調査を行うことができる。</p> <p>注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

90 mm

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

〔 管理不全空き家等
特定空き家等 〕

認定台帳

(整理番号 - -)

所在地	燕市		
種別	戸建住宅・共同住宅・店舗付住宅 その他()		
構造	—階建 木造・非木造 その他()	認定年月日	
		年 月 日	
所有者等 種別	氏名	住所	電話番号
配置状況			
特記事項			
台帳作成年月日	年 月 日	作成者	
情報提供の内容			

台帳作成時の実態調査結果

【調査1】	住宅不良度判定		備考
建物の判定	レベル2	合計100点以上	別紙調査票の認定基準による
	レベル1	合計100点未満	
周辺環境に悪影響を及ぼす可能性が低い			山林の中にある等、 周辺環境から判断する

【調査2】	調査項目	善眼点	
周辺建物や公道等への影響があること	倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	看板・給湯設備・アンテナ・屋外階段・バルコニー等に破損又は腐食・傾きがある	有・無
		門・塀に破損が生じ、傾斜している	有・無
		擁壁にひび割れ・水のしみだし等が発生し影響がある	有・無
		吹き付け石綿等が飛散し暴露している	有・無
	著しく衛生上有害となるおそれのある状態	浄化槽等の放置、破損等による汚物、排水の流出が大量にある	有・無
		敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている	有・無
	著しく景観を損なっている状態	多数の窓ガラスが割れたまま放置されている	有・無
		立ち木等が建築物の全面を覆う程度若しくは敷地内全体に繁茂している	有・無
	不特定者の侵入及び犯罪を誘発するおそれのある状態	門扉等の建具が施錠されていない等容易に屋内に侵入できる状態である	有・無
	生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	立ち木等が近隣の道路にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている	有・無
		屋根の雪止めの破損などで空き家から落雪が発生し、歩行者等の通行に影響を及ぼしている	有・無
		周辺の道路、家屋の敷地等に土砂が大量に流出している	有・無
衛生害虫、害獣が大量に発生し影響がある		有・無	

①調査1で判定レベル2、又は調査2で周辺建物や公道等への危険性が認められたものは「管理不全空き家等」に相当する。

②調査1で判定レベル2、かつ、調査2で周辺建物や公道等への危険性が認められたものは「特定空き家等」に相当する。

※上記①、②の場合、市長が総合的に判断してそれぞれ認定する。

【別紙調査票】 住宅不良度判定

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高 評点	
1	構造 一般の 傷度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉子であるもの	10	45
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐 朽又は破 壊の傷度	②基礎、土台、 柱、又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破壊しているもの等小修理を要するもの	25	175
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破壊しているもの、土台又は柱の割ヶ所に腐朽又は破壊があるもの等大修理を要するもの	60	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破壊又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		③外壁	イ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破壊により、下地の露出しているもの	15	
			ロ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破壊により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		③屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥離又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥離があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもので又は軒のたれ下がったもの	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	60	
		3	防火上又は 避難上の 構造の 傷度	③外壁	
ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が8以上あるもの	20				
③屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10	
4	排水設備	③雨水	雨樋がないもの	10	10
合 計					
経過欄（実態調査、助言及び指導、勧告、命令、公表、文書発送など）					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
付記事項					

(備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

第 年 月 日

様

燕市長 印
(担当 部 課)

管理不全空き家等の適正管理に関する助言及び指導書

あなたの所有(管理)する下記の空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第13条第1項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する管理不全空き家等に該当すると認められたため、法第13条第1項及び条例第13条の規定により下記のとおり必要な措置を講ずるよう助言及び指導します。

記

1. 空き家の所在地	燕市
2. 必要な措置の内容	
3. 助言・指導に至った事由	
4. 調査年月日	年 月 日
5. 助言・指導責任者	燕市 部 課 連絡先
6. 措置の期限	年 月 日

・上記6の期限までに上記2の内容に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記5の責任者まで報告をすること。

・上記6の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、条例第14条の規定に基づき勧告することがあります。

・上記1に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第5号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

第 年 月 日

様

燕市長 印
(担当 部 課)

特定空き家等の適正管理に関する助言及び指導書

あなたの所有(管理)する下記の空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する特定空き家等と認められたため、法第22条第1項及び条例第13条の規定により下記のとおり必要な措置を講ずるよう助言及び指導します。

記

1. 空き家の所在地	燕市
2. 必要な措置の内容	
3. 助言・指導に至った事由	
4. 調査年月日	年 月 日
5. 助言・指導責任者	燕市 部 課 連絡先
6. 措置の期限	年 月 日

・上記6の期限までに上記2の内容に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記5の責任者まで報告をすること。

・上記6の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、条例第14条の規定に基づき勧告することがあります。

・上記1に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第6号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

第 年 月 日

様

燕市長 印
(担当 部 課)

管理不全空き家等の適正管理に関する勧告書

あなたの所有(管理)する下記の空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第13条第1項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号。以下「条例」という。)第13条により 年 月 日付け 第 号で必要な措置を講ずるよう助言及び指導しましたが、いまだに必要な措置が講じられていないので、法第13条第2項及び条例第14条の規定により下記のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

1. 空き家の所在地	燕市
2. 必要な措置の内容	
3. 勧告に至った事由	
4. 勧告の責任者	燕市 部 課 連絡先
5. 措置の期限	年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記1の管理不全空き家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・上記2の措置が実施されず、法第2条第2項及び条例第2条第4号に規定する「特定空き家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。

様式第7号(第6条関係)

様式第7号(第6条関係)

第 年 月 日

様

燕市長 印
(担当 部 課)

特定空き家等の適正管理に関する勧告書

あなたの所有(管理)する下記の空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)22条第1項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号。以下「条例」という。)第13条により 年 月 日付け 第 号で必要な措置を講ずるよう助言及び指導しましたが、いまだに必要な措置が講じられていないので、法22条第2項及び条例第14条の規定により下記のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

1. 空き家の所在地	燕市
2. 必要な措置の内容	
3. 勧告に至った事由	
4. 勧告の責任者	燕市 部 課 連絡先
5. 措置の期限	年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法22条第3項及び条例第15条の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1の特定空き家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。

様式第8号(第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

第 年 月 日 号

様

燕市長 印
(担当 部 課)

空き家の適正管理に関する命令書

あなたの所有(管理)する下記の空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第22条第2項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号。以下「条例」という。)第14条により 年 月 日付け 第 号で必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、いまだに必要な措置が講じられていないので、法第22条第3項並びに条例第15条第1項の規定により下記のとおり必要な措置を講ずるよう命令します。

記

1. 空き家の所在地	燕市
2. 必要な措置の内容	
3. 命ずるに至った事由	
4. 命令の責任者	燕市 部 課 連絡先
5. 措置の期限	年 月 日

裏面へ

(数示)

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法22条第9項及び条例第17条の規定に基づき、当該措置について行次代執行の手続に付することがあります。
- 4 本命令に従わないときは、条例第16条第1項の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、命令に係る空き家の所在地並びに命令の内容を公表することがあります。
- 5 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に蕨市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 6 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和7年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、蕨市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第9号(第7条・8条関係)

様式第9号(第7条・第8条関係)

第 年 月 日 号

様

燕市長 印
(担当 部 課)

空き家の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書

あなたの所有(管理)する下記の空き家について、 年 月 日付け 第 号で適正管理に関する〔勸告 命令〕を行ったところですが、現在もなお必要な措置がなされていないので、燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号。以下「条例」という。)の規定〔第15条第1項 第16条第1項〕に基づき、下記のとおり必要な措置を講ずるよう〔命令 公表〕することとなりますので通知します。

なお、条例〔第15条第2項 第16条第2項〕の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる機会の付与を行いますので、意見がある場合は、期限内に空き家等の適正管理に関する意見書(様式第10号)に意見を記載し、提出してください。

記

1. 特定空き家等の所在地	燕市
2. (命じようとする・公表しようとする)措置の内容	
3. (命ずる・公表する)に至った事由	
4. 意見書の提出先	燕市 部 課 提出先 連絡先
5. 意見書の提出期限	年 月 日

裏面へ

(参考)

1. この通知書の交付を受けた者は、熊市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例施行規則（第7条第4項・第8条第2項）に基づき、この通知書の交付を受けた日から5日以内に、市長に対して、意見書の提出に代えて、空き家等の適正管理に関する命令に対する意見の聴取請求書(様式第11号)により公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。
2. 公開による意見の聴取請求書の提出先は、上記4とします。
3. 命令に至った場合は、空き家対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第13項により
 - (1) 対象となる特定空き家等の所在地、用途
 - (2) 措置の内容
 - (3) 命ずるに至った理由
 - (4) 措置の期限が公告されます。
4. 公表に至った場合は、条例第16条の規定により
 - (1) 命令に従わなかった者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 命令に係る特定空き家等の所在地
 - (3) 命令の内容が公告されます。

様式第10号(第7条・第8条関係)

様式第10号(第7条・第8条関係)

年 月 日

空き家の適正管理に関する意見書

燕市長 様

提出者

住所

氏名

印

電話番号

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称、
代表者の氏名、代表者印及び
電話番号）

空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第4項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例施行規則（平成25年燕市規則第35号）
〔第7条第3項
第8条第2項〕の規定により、下記の理由により措置の期限までに改善ができませんので、意見書を提出します。

記

特定空き家等の所在地	燕市
命じようとする措置・公表しようとする事項に対する意見	
その他当該事案についての意見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。
- 3 代理人を選任する場合は、代理人資格証明書（様式第12号）及び委任状を合わせて提出してください。

様式第11号(第7条・第8条関係)

様式第11号(第7条・第8条関係)

年 月 日

公開による意見の聴取請求書

燕市長 様

提出者

住所

氏名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称、
代表者の氏名、代表者印及び
電話番号〕

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）
第22条第5項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に
関する条例施行規則（平成25年燕市規則第35号）
〔第7条第4項
第8条第2項〕の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の
聴取を請求します。

特定空き家等の 所在地	燕市
請求の理由	

様式第12号(第7条・第8条関係)

様式第12号(第7条・第8条関係)

年 月 日

代理人資格証明書

燕市長 様

被意見聴取者

住所

氏名

Ⓔ

電話番号

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称、
代表者の氏名、代表者印及び
電話番号）

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例施行規則（平成25年燕市規則第35号）〔第7条第2項
第8条第2項〕の規定により、

年 月 日付け第 号により通知した〔
命令
公表〕に対する意見書の提出及び意見の聴取に関しては、次の者を代理人として選任し、一切の行為を委任します。

特定空き家等の 所在地	燕市
委任の理由	
住 所	
氏 名	
被意見聴取者との関係	
その他	

様式第13号(第7条・第8条関係)

様式第13号(第7条・第8条関係)

第 年 月 日 号

様

燕市長 印
(担当 部 課)

公開による意見の聴取実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第6項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年条例第9号)〔第15条第2項 第16条第2項〕並びに燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例施行規則(平成27年燕市規則第20号以下「規則」という)〔第7条第6項 第8条第2項〕の規定により、公開による意見の聴取を実施するため、法第14条第7項及び規則〔第7条第7項 第8条第2項〕の規定により通知します。

特定空き家等の所在地	燕市
日時	
場所	
命じようとする措置 公表しようとする事項	

様式第14号(第7条関係)

様式第14号(第7条関係)

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例
による命令の公示

この空き家は、燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する
条例第15条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けて、次のと
おり命じたものである。

1 対象となる特定空き家等
所在地

2 命令の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者 燕市 部 課長
連絡先

5 措置の期限

年 月 日

燕市長



注意

- 1 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪（刑法(明治44年法律第45号)第258条）で罰せられる。
- 2 この空き家は、行政代執行により取り壊されることがあります。

様式第15号(第10条関係)

様式第15号(第10条関係)

第 年 月 日 号

様

燕市長



(担当 部 課)

空き家等の適正管理に関する戒告書

あなたの所有(管理)する下記の空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第14条第3項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号。以下「条例」という。)第15条第1項により 年 月 日付け 第 号で必要な措置を講ずるよう命令しましたが、いまだに必要な措置が講じられていないので、行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。)第3条第1項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例施行規則(平成25年燕市規則第35号)第10条第1項の規定により下記のとおり措置するよう戒告します。

なお、措置の期限までに履行されない場合は、法第14条第9項及び条例第17条の規定により本市が履行義務を代執行し、代執行法第5条並びに条例17条の規定に基づきその費用をあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空き家等の所在地	
措置すべき内容	
措置の期限	年 月 日

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、燕市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、燕市を被告(訴訟においては燕市長が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号(第10条関係)

様式第16号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長 印
(担当 部 課)

空き家等の適正管理に関する代執行令書

あなたの所有(管理)する下記の空き家について、行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。)第3条第1項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例施行規則(平成25年燕市規則第35号)第10条第1項の規定により年 月 日付け 第 号で戒告しましたが、現在もなお必要な措置が講じられていないので、空き家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号。以下「条例」という。)第17条の規定により下記のとおり代執行を行いますので通知します。

なお、この代執行に要する費用は、代執行法第5条及び条例17条の規定に基づきあなたから徴収します。また、この代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空き家等の所在地	燕市
戒告書の内容	
代執行の実施期日	年 月 日から 年 月 日まで
代執行責任者	燕市 部 課長
代執行に要する費用の金額(概算)	円

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に、燕市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、燕市を被告(訴訟においては燕市長が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 当該空き家等に設置してある動産について、直ちに搬出してください。

様式第18号(第11条関係)

様式第18号(第11条関係)

緊急時における安全措置のための同意書

1. 緊急安全措置施行者 新潟県燕市 _____
燕市長 _____
2. 管理対象物の所在地 新潟県燕市 _____

上記管理対象物において緊急時に危険な状態が切迫していると認められる場合は、危険な状態を回避するため、緊急安全措置施行者が行う必要な安全措置の実施については、異議がないので同意します。

なお、緊急安全措置施行者が実施する措置の費用については、下記管理対象物の所有者等がこれを負担することを併せて同意します。

年 月 日

3. 管理対象物の所有者等

住 所

氏 名

印

様式第18号の次に次の1様式を加える。

様式第19号の次に次の1様式を加える。

様式第20号(第13条関係)

様式第20号(第13条関係)

第 年 月 日
様
燕市長 印
(担当 部 課)

空き家の適正管理に関する措置の撤回書

あなたの所有(管理)する下記の空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)及び燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕市条例第9号)により 年 月 日付け 第 号で必要な措置を講ずるよう しました当該空き家について、必要な措置が講じられましたので撤回します。

記

空き家の所在地	燕市
撤回する措置	
撤回理由	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。